

食品のハラール制度と企業の対応

誌名	農業および園芸 = Agriculture and horticulture
ISSN	03695247
著者名	並河,良一
発行元	養賢堂
巻/号	84巻8号
掲載ページ	p. 794-802
発行年月	2009年8月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



食品のハラール制度と企業の対応

並河良一*

〔キーワード〕：ハラール、ハラール、イスラム市場、マレーシア、佐賀牛、輸出促進

1. はじめに

農産物・食品の輸出促進が日本の重要な政策となっている。そのターゲットとして、イスラム市場が注目を浴びつつある。国際金融都市化するドバイに代表される中東産油国などのイスラム諸国の経済成長は著しく、その購買力が急上昇し、高級食品・食材へのニーズが高まっているからである。

イスラム市場開拓の最大のハードルは「ハラール(Halal)制度」である。ハラール制度はイスラム教を基礎とする制度であり、宗教の素養がないと理解できないと考えられているからである。現実には、日本・欧米諸国の企業や団体が、ハラール制度に関するトラブルを経験しており、同制度を非関税障壁のように感じてきた。

しかし近年、貿易や投資の促進のため、ハラール制度を非イスラム世界にもわかりやすい技術制度として構築する国が現われてきた。その一つがマレーシアである。同国のハラール制度については、これを利用すればイスラム市場の開拓が容易になるため、日本・欧米諸国の企業は関心を示している。

本稿では、ハラール制度の概要、その問題点を示し、日本企業はハラール制度にいかに対応すべきかを、マレーシアのハラール政策に焦点を当てて検討する。

2. ハラール制度とは

(1)ハラールとは

ハラール(Halal)とは、イスラム法に照らして「許される」という意味である。「ハラール製品」はイスラム教徒が使用・消費できる製品を意味する。イスラム諸国では、ハラール制度は、日本におけるJASやJISのように、イスラム教徒が安心して使用・消費できる基準として機能している。

(2)ハラール制度とは

食品に関するハラール制度とは、イスラム法にした

がった食品の規準を定め、これを管理する制度である。具体的には、イスラム法の禁ずる豚肉やアルコール等を含まない、安全な食品(ハラール食品)の規準を定めて、規準に適合する食品に表示をさせ、適合しない食品の生産、流通、輸入などを制限する制度である。

ハラール制度は、厳密には、2つの概念を含んでいる。一つはハラールそのものであり、他の一つはトイバン(Thoyyiban)である。トイバンとは、体に良い(wholesome)という意味であり、具体的には健康、安全、栄養、品質という概念を含んでいる。前者のハラールはイスラム法を基礎とする概念である。しかし、制度としてのハラールは、食品の生産、流通等の現場で、具体的にどのような行動をすべきかを示すものであり、技術マニュアル的な性格を帯びている。後者の健康、安全、栄養、品質については、イスラム法に特別の概念ではなく、技術的な概念である。国によっては、HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)等の国際的な食品衛生基準、ISO、CODEXのような国際規格との整合性にも配慮した制度となっている。

(3)ハラール制度の内容

ハラール制度の内容は国によって異なるが、イスラム法という基盤があるため、基本的な部分では共通性がある。マレーシアの制度(Malaysia Standard 1500(2004))は、宗教的な厳密性を維持しつつ、わかりやすい制度とされているので、これを例に、その内容のみをみよう。内容は、①使用できない食材、②家畜・食肉の処理方法、③ハラールでないもの(以下、「非ハラール」)との接触防止、④衛生・安全、⑤ハラール認証マークの5つに区分できる。

①使用できない食材

使用できない食材として、第1に、所定の方法(下記②)で屠殺・処理されなかった動物がある。第2に、動物の中では、豚のほかに、犬、牙をもつ動物、肉食性鳥類、猫、ムカデ、サソリ、ワニ、カメ、カエルなどがこれに該当する。第3は、人間や動物の

*中京大学総合政策学部(Ryoichi Namikawa)

排せつ物、血液、嘔吐物などである。そのほかに、遺伝子組み換え生物、アルコール飲料もあげられている。その派生物 (Derivatives) もこれに該当する。豚の派生物が、後述の「インドネシア味の素」の事案で問題となった。

②動物・食肉の処理方法

屠殺については、一定の資質を有するイスラム教徒が行うこと、宗教的な言辭を唱えること、イスラム教徒の検査員がチェックすることなどが必要である。また、健康で生きた動物を対象とすること、ナイフを首部の特定部位にあてて、死を早める方法によることなども求められている。電気ショックによる屠殺の場合には、一定の資質を有するイスラム教徒が監督すること、機械ナイフによる屠殺の場合には、イスラム教徒が操作すること、宗教的な言辭を唱えることなども規定されている。

動物・食肉の処理については、これ以外にも詳細な規定がある。この規定が最も宗教的であり、日本・欧米諸国の企業の理解しにくい箇所である。後述のマレーシアによる豪州肉の輸入停止も、屠殺方法に関する事案である。

③非ハラールとの接触防止

食品は、その生産から消費に至るサプライチェーンのすべての段階でハラールである場合にのみ、ハラールとなる。したがって、食品がハラールとなるためには、加工、包装、保管、輸送、陳列、販売、(レストラン等での) 提供の一連のプロセスにおいて、非ハラールのもと物理的に隔離されなければならない。食品が生産段階でハラールとなっても、輸送、流通、小売り段階で、非ハラール製品と混載あるは混合陳列された場合には、その食品は非ハラールになる。

加工機械、食器は非ハラールの食材・食品用と共用してはならない。また、包装・容器は、その材料が非ハラールでないことはもちろん、その前処理、組立て、保管、輸送に際しても非ハラールのものと隔離されなければならない。非ハラールのは、製品中に残らなくても、生産プロセスで使うこともできない。この点も「インドネシア味の素」の事案で問題となった。

④衛生、安全

衛生、食品安全については、土壌、飼料、肥料、農薬、害虫、微生物などによる汚染の防止、ガラス・金属などの異物の混入の防止などが規定されてい

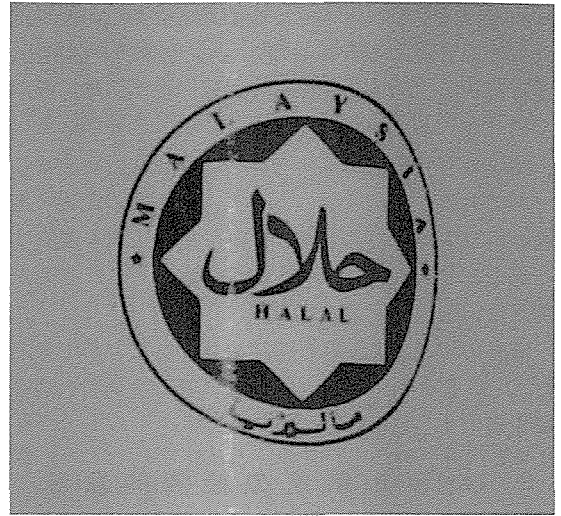


図1 マレーシアのハラールマーク

る。これらは、イスラム教に関する特別の規定ではない。

⑤表示

認証を受けると、製品の包装 (レストランの場合は、メニューなどに) にハラール認証マーク (図1) を付けることができる。

(4)ハラール制度の実務

ハラール認証のプロセスを、同様に、マレーシアの制度を例に見てみよう。

企業がハラール認証の申請書を担当機関 (Halal Industry Development Corporation: HDC) に提出する。申請書は製品/消費財用 (Products/Consumer Goods) と食品施設用 (Food Premise) に分かれている。前者は工場、後者はレストランなどを対象とする。

まず、HDC による工場・施設への立入り検査が行われる。立入りする検査員は、食品の専門家と宗教家で構成される。屠殺プロセスが含まれる場合には、獣医局の専門家に加わる。

立入り検査は、原則として3段階になっている。第1段階は、会社幹部・ハラール担当者への面接による工場・施設の概要の把握である。第2段階は、実地検査である。主に、食品添加物の検査、原材料および製品の保管室・冷蔵室・生産プラントの検査、衛生管理、品質管理・品質保証の方法の査察、包装材料の検査などが行われる。第3段階は、会社幹部・ハラール担当者との面接により、実地検査での所見、

知見を確認する。ハラールとして認証をするか否かは、立入り検査員の報告に基づき、「シャリア・パネル」と呼ばれる宗教家、関係官庁、専門機関、地方機関で構成される会議が決定する。

認証の有効期間は3年であり、認証を更新することができる。認証を受けた後も、年1回の工場・施設への立入りが行われる。材料や生産工程を変更する場合には、HDC に連絡する必要がある。必要があれば再審査が行われる。

海外の工場・施設等も認証を受けることができる。ただし、審査料とは別に、検査員等の交通費、滞在費を負担する必要がある。

3. ハラール制度の経済的意味

(1) イスラム教徒のこだわり

イスラム教徒はハラールでない食品を購入しない。たとえば、マレーシアの日系Aスーパー・マーケットでは、ハラール食品と非ハラール食品（豚肉、酒類、スープに非ハラール素材が含まれる即席麺、レトルト食品など）は売り場が別であり（図2）、ショッピングカートも別である。商品の搬入口も移送の台車も別である。ハラール食品の扱いが厳密でないと、消費者からのクレームがくるだけでなく、社会的な指弾を受けることとなる。また、国によっては非ハラール食品の輸入に制限を加えている。

イスラム教徒は海外にいてもハラール食品にこだわる。たとえば、溝部（1990）は、イスラム教徒の留学生の食生活を調査し、彼らが、食品がハラールであるか否かを強く意識している旨を指摘している。樋口ら（1998, 1999, 2000）は、1990年代以降、日

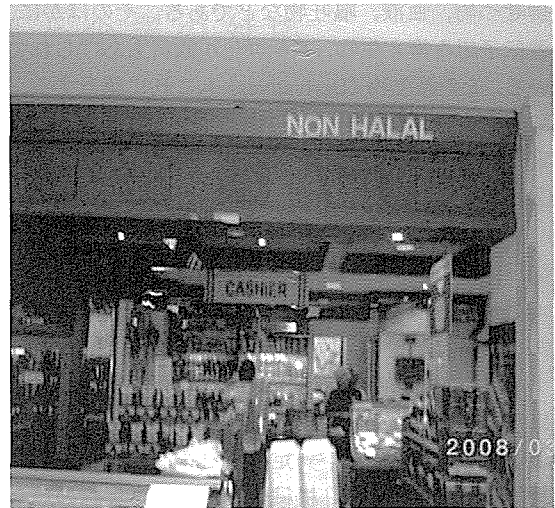


図2 スーパーの非ハラール食品売り場

本のイスラム教住民の増加に伴い、ハラール食品輸入業などの産業が、国内で増加していることを示している。

このように、イスラム教徒のハラール食品へのこだわりは強く、イスラム市場の開拓のためには、ハラール認証の取得は必須である。

(2) ハラール市場の魅力

イスラム市場は、世界の農業・食品企業にとって魅力あるターゲットになりつつある。その経済的背景をみてみよう。

第1に、市場規模が大きいことがある。世界には16億人以上のイスラム教徒がおり、その食品市場の規模は5,800億US\$（約57兆円）と推算されている（表1）。イスラム諸国以外の国、たとえば米国（800万人）、フランス（600万人）、インド（1億4,000万人）などにも多数のイスラム教徒が住んでいる（表2）。

第2に、イスラム諸国の多くは、中東など農業に適さない地域にあり、食料自給率は低く、農産物の純輸入国である（表3）。また、国産農産物に恵まれていないので、食品産業もあまり発達していない。

第3に、生活水準が向上し、高級食材・食品への需要が高まっていることがある。イスラム諸国の多くは石油の輸出国である（表3）ため、近年の石油価格の高騰により、富が蓄積し、急激な経済成長をとげ

表1 イスラム市場の規模（2005）

地域	イスラム教徒人口 (100万人)	食品消費額/人 (US\$)	食品市場規模 (100万US\$)
アフリカ	462	250	115,443
西アジア	195	570	111,150
南・中央アジア	585	300	175,440
東南アジア	266	350	93,230
中国	39	175	5,865
欧州(含むロシア)	51	1,250	63,988
北アメリカ	9	1,750	14,455
南アメリカ	1.6	500	820
オセアニア	0.4	1,500	525
計	1,608		580,916

(出典) Malaysia Halal Industry Development Corporation

表2 主な非イスラム国のイスラム教徒人口

国	イスラム教徒人口 (万人)
インド	14,000
ドイツ	300
フィリピン	600
フランス	600
米国	800
カナダ	80
中国	4,000
英国	150

(出典) Agriculture and Agri-Food Canada, Global Halal Food Market, July 2007.

てきた。イスラム諸国の生活水準は上昇し、購買力の向上、食生活の高度化が進んでいる。多くのイスラム諸国では、この10年間(1997~2007年)に、

一人当たりGDP(国内総生産)は、年率にして10%近い成長を続けており、多くの国が先進国の指標とも言われる1万ドルを超え、あるいはこの水準に近づきつつある。中には、アラブ首長国連邦、カタール、クウェートのように日本を超える豊かな国も出現している(表3)。

これまで、イスラム市場は、宗教を背景とする食習慣の違い、それを制度化した「ハラール制度」のゆえに、日本や欧米の企業にとって参入しにくい市場であった。しかし、この市場は十分に開発されてこなかったがゆえに、多くのチャンスが残されている。まだ、イスラム市場の開拓余地は大きく、いったん参入し、ブランドを確立すれば、大きな先行者利益を享受できることになる。

ハラール制度の対象は、食品だけでなく、食品添加

表3 OIC(イスラム諸国会議)の主な加盟国の経済状況

年	農産物輸入額 (100万US\$)	農産物 貿易収支額 (100万US\$)	GDP/人 (US\$)	GDP/人 年平均伸率 (%)	人口 (万人)	石油 輸出
	2004	2004	2007	1997~2007		
アルジェリア	4,050	▲ 3,995	3,912	9.0%	3,440	◎
バーレーン	545	▲ 502	26,127	9.5%	77	○
ブルネイ	193	▲ 191	31,759	6.6%	40	○
エジプト	3,014	▲ 1,700	1,770	2.8%	7,680	
インドネシア	5,181	▲ 4,220	1,869	4.9%	23,430	◎
イラン	3,055	▲ 1,628	4,072	9.3%	7,220	◎
ヨルダン	1,379	▲ 816	2,654	5.2%	610	○
クウェート	1,093	▲ 1,077	38,574	8.9%	290	◎
レバノン	1,346	▲ 1,094	6,011	3.4%	410	
マレーシア	5,842	▲ 5,075	7,027	3.9%	2,700	○
モロッコ	2,058	▲ 1,094	2,316	5.7%	3,160	
オマーン	1,169	▲ 766	15,546	8.4%	270	○
カタール	448	▲ 428	75,978	14.0%	86	◎
サウジアラビア	6,203	▲ 5,832	15,255	5.9%	2,530	◎
シリア	1,193	▲ 210	1,883	6.0%	2,040	○
チュニジア	1,181	▲ 207	3,390	5.2%	1,040	
トルコ	4,659	▲ 1,298	6,511	8.3%	7,580	
アラブ首長国連邦	4,825	▲ 3,421	43,709	8.8%	450	◎
イエメン	1,050	▲ 947	967	8.8%	2,310	○
参考						
日本	41,478	▲ 39,605	34,225	0.1%	12,790	
中国	41,688	▲ 20,862	2,604	12.4%	133,630	

(出典) Food and Agriculture Organization (FAO), Statistic Year Book 2005/2006

United Nations, Per Capita GDP at current prices in US Dollars

家族計画国際協力財団, 世界人口白書2008

石油連盟HP (<http://www.paj.gr.jp/statis/statis.html>) 2009.04.25アクセス

(注) ▲はマイナス(輸入超過)を示す。

◎は石油輸出国機構(OPEC)加盟国, ○はOPECに加盟していない石油輸出国

物、サプリメント、レストラン、ロジスティック（倉庫、ターミナル、輸送）にも及ぶ。近年、その対象は拡大しつつあり、化粧品、医薬品、トイレタリー製品、革製品にもハラール制度が適用されつつある。つまり、ハラール市場の規模は拡大しており、「ハラール制度」をクリアし、その技術、ノウハウ、人材を得ることにより、より大きな市場を獲得できるようになっている。

4. ハラール制度の問題

(1)なじみのないイスラム教

このように、イスラム市場には大きなチャンスが残っている。しかし、日本や欧米諸国などの非イスラムの世界では、ハラールという概念およびその背景にあるイスラム教に違和感を抱いている。日本では、イスラム教にはなじみが薄いうえに、ニュースでは紛争などとともによりイスラムという言葉が報じられるので、激しい宗教という印象があるのかもしれない。

イスラム法の持つ性格が、グローバル化した産業活動と相いれない要素を含んでいるのも事実である。第1は、イスラム法はイスラム教徒が従うべき法であるが、内容が宗教、道徳、家族法にとどまらず、民事法、刑事法、訴訟法、行政法など産業活動に関係する世俗法（国家の定める法律）の分野に及んでおり、両者が重複関係にあるからである。しかも、国により、同じ国でも分野により、イスラム法と世俗法のいずれが優先されるかが異なっていることである。第2は、成文化された法律（法典）でないことである。第3は、イスラム法の解釈等が、学派により、国により微妙に異なることである。

(2)ハラール制度のハードル

ハラールという概念はイスラム教に由来するが、食品に関する制度としての「ハラール制度」は技術的な色彩が強く、成文化されている。しかし、制度は宗教と密接不可分の関係があり、イスラム教の素養がないと理解しにくいことも事実である。また、ハラールであることを認証する機関が宗教団体であること、制度の内容が国際的に不統一であることも、日本・欧米諸国の企業にとってハードルとなっている。

第1に、宗教との関係である。上述のとおり、家畜の屠殺・食肉の処理方法は、とくに宗教との関係が強い箇所である。屠殺はイスラム教徒によること、

しかも、屠殺者は、精神的に健全 (sound) で、ihram の状態（ある宗教行為を行う際の神聖な状態）にないことが求められるなど、イスラム教の素養がないと理解しにくい規定が含まれる。また、加工、包装、保管、輸送、陳列、販売に際しての非ハラールのものとの接触防止についても、イスラム教徒の非ハラールのものに対する感覚を実感として把握していないと、理解が難しいことがある。

第2に、宗教団体によるハラール認証である。ほとんどのイスラム諸国で、ハラールの審査・認証は宗教団体が行う。このため、ハラール制度が成文化されていても、その公権的解釈や行間の理解は、イスラム教団体の共通認識に拠ることになる。イスラム教の素養がないと、その部分がブラック・ボックスに感じられる。日本・欧米諸国の企業は、宗教団体が関与する経済活動を経験することがないことも、違和感を抱く要因である。

第3に、ハラール制度の国際的不統一である。国際的に統一されたハラール規準は存在せず、各国がそれぞれ独自に規準を決めている。根本においてイスラム教という共通の基盤があるが、上述のとおりイスラム法が成文化された法律（法典）でなく、世俗法との関係が国により異なるためである。自国の規準より緩やかなハラール制度の国、とくに非イスラム教の国からの製品は、時に、ハラール適合製品として評価されないことがある、このことが、日本・欧米諸国の企業の対応を困難にしている。

Halal 規格の国際統一の動きがある。57 カ国が加盟するイスラム諸国会議 (Organization of the Islamic Conference: OIC) において、世界標準規格 (OIC Global Halal Standard) の検討がなされている。しかし、成案を得るまでに、かなりの年数がかかるであろう。各国のハラール制度の国別差異を少なくするために、国際的な相互評価も行われているが、実務的には機能しているとはいえない。

このようなハードルがあるため、日本・欧米諸国の企業は、ハラール制度を一種の非関税障壁のように感じてきたのが現実である。

(3)マレーシアの制度の技術的性格

ハードルの高いハラール制度の中で、日本・欧米諸国の企業にとってもわかりやすい制度として注目されているのがマレーシアの制度である。マレーシアのハラール制度は、次のような特徴をもっているか

らである。

第1に、マレーシアのハラール制度は、技術的な性格が強い内容となっている。マレーシアのハラール規格は、マレーシア規格 (Malaysian Standard (MS)) の「ハラール食品の生産、調整、取扱い及び貯蔵に関する一般ガイドライン (MS1500)」に規定されている。同規格の根拠法はマレーシア標準法 (日本の工業標準法 (JIS 法) に相当) であり、ハラール規格は工業規格として位置づけられている。このため、マレーシアのハラール規格 (規格) は全体を通して技術的な記述となっている。

第2に、マレーシアでは、政府機関がハラール制度を担当している。他のイスラム諸国と異なり、マレーシアでは、首相府直轄のハラール産業開発公社 (HDC) がハラール制度を担当している。マレーシアでも、かつては宗教色の強いイスラム開発局 (Jabatan Kemajuan Islam Malaysia: JAKIM) がハラール制度の担当機関であったが、2006年9月に産業振興機関としての性格も有するハラール産業振興公社が設立され、イスラム開発局のハラール制度に関する機能を吸収して現在に至っている。

第3に、マレーシアのハラール認証は、他のイスラム諸国でも通用する。マレーシアのハラール規格は、技術的な性格が前面に出ているが、宗教的な厳密性は維持しており、サウジアラビアに次いで世界第2と言われるほど厳しい内容となっている。その認証を受けた食品は評価が高く、中東をはじめ他のイスラム諸国でも受け入れられてきた。

第4に、ハラール制度の運用も、技術的でわかりやすいものとなっている。マレーシアは近代国家であり、イスラム諸国の中では、リベラルで、ビジネスライクな経済・行政システムを有しているためである。ハラール規格の改定に際しても、パブリック・コメントを求めるなど、透明性の高い行政システムをとっている。

このようなマレーシアの制度の特徴の背景には、マレーシアが多民族国家であることがある。国内人口に占めるイスラム教徒 (マレー系国民) の割合は約65%であり、イスラム教になじみの薄い中国系、インド系の国民の経営する企業も、ハラール認証を取得できるように配慮されている。もう一つの背景は、わかりやすいハラール制度を利用して、外国企業の工場・投資を誘致し、そこで生産された製品を他のイ

スラム諸国に輸出し、外貨を獲得する政策 (ハラール・ハブ (Halal Hub) 政策) をとっていることがある。マレーシアは、ASEAN 諸国の中では国内人口 (2,600万人) が比較的少なく、海外からの工場・投資の誘致にハンディキャップがあるからである。つまり、マレーシア政府は、ハラール制度を、非イスラム国の企業に対する非関税障壁とするのではなく、その利用を促進することに価値を見出しているのである。

5. ハラール制度のトラブル事例

イスラム市場は魅力的な市場であるが、ハラール制度という大きなハードルがある。ハラール制度の故に、日本・欧米諸国の企業は、いろいろなトラブルを経験してきた。いくつかの事例を見て、その要因を考えてみよう。

(1) 佐賀牛

アラブ首長国連邦 (UAE) への和牛肉の持込み等が問題となったケースがある。佐賀県職員が、県産の高級和牛肉の輸出市場の開拓のために、2008年に現地のハラール規格をクリアしていない牛肉をバッグに入れて UAE に持ち込み、ドバイでの試食会 (9月) やレセプション (11月) でこれを供したというケースである。持ち込まれた牛肉については、その処理施設がハラール認証を得ておらず、輸送中のハラールも確保できていなかったのである。UAE は、経済成長が進み、多数の観光客、外国人労働者も流入している国であるが、他方、厳格なイスラム教の国であり、ハラール制度を有している。佐賀県はハラール制度のことを十分に認識していたが、土産やサンプルは制度の対象外と考えたのが原因であるとされている (佐賀県 2009)。UAE からのクレームはないが、当該牛肉は、国内空港で輸出に際して家畜伝染病予防法に基づく検疫を受けていなかったこともあり、問題が大きくなり、2009年の4月に知事の減給、担当幹部および職員についても減給等の処分がなされた。

本ケースは、輸出によるハラール市場の開拓について、多くのことを示唆している。第1に、ハラール認証を得るための技術的ハードルは高いことである。本件の佐賀牛を処理した (社) 佐賀県畜産公社 (多知市) の技術力は高く、ISO22000 (食品安全マネジメントシステム) を導入していたが、UAE のハラール

認証には合格しなかった。第2に、イスラム市場の開拓のリスクである。売れるかどうかわからない市場開拓段階で、サンプルの持ち込みのためにハラル認証を求められるからである。第3に、ハラル制度の国際的不統一が、イスラム市場開拓の障害になることである。報道によれば、本件の上記の施設は、日本のハラル認証団体（宗教団体）の助言を得ていたが、UAEの認証に合格しなかったのである。第4に、日本国内でハラル認証を得ることの難しさである。輸出先ごとにハラル認証の検査員を現地調査のために招待する必要があるからである。また、国内のイスラム教徒が少なく屠殺要員の確保が難しいこともあろう。輸送段階のハラルの確保も高いハードルである。第5に、県庁職員による手作りの市場開拓の限界である。

(2) インドネシア味の素

インドネシア味の素社で生産しているAJI-NO-MOTOがハラル不適合とされたケースがある。インドネシアは、その国民の約9割がイスラム教徒であるため、ハラル制度を有している。2000年9月に、ハラル認証機関であるウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia: MUI）が同社のハラルの認証更新時の検査において、グルタミン酸ソーダ生産のための菌の保存用培地に、豚由来の酵素を利用して生産された大豆蛋白分解物質が使用されていると指摘した。つまり、非ハラルの食品をハラルであるとして、市場に供した点が問題になった。12月にMUIから同社に、市場からの製品回収の指示がなされ、同社の幹部が現地警察に身柄を拘束される事態となった。最終的には、ワヒド大統領がMUIの見解を否定して、決着に至った。

製品には、豚由来の物質（Derivatives）は含まれていないだけでなく、原料、生産に使用された微生物、当該微生物の培地、さらには培地の原料も豚由来のものではない。しかし、製品は非ハラルとされている。つまり、豚由来のものとの関与は極めて間接的であるにもかかわらず、その点が問題視されている。技術面だけを見れば、やや理解に苦しむ事案である。見市（2001）は、同社の不用意さに言及するが、イスラム教をめぐるインドネシア国内の政治的な事情、同国の社会的風土を、本件の背景の可能性として指摘している。伊藤（2002）も政治的な背景を指摘している。

本件は、ハラル審査は純粋に技術的なものではないことを示唆している。この事案は、日本企業がハラル制度に対して漠然と感じていた違和感あるいは不信感を、確信に変えたと言えるかもしれない。

(3) マレーシアによる豪州牛肉の

輸入停止

2005年7月に、マレーシア政府は、オーストラリアの屠殺施設が、牛の屠殺の事前プロセスとしてではあるが、電気ショックを利用していることを理由に、オーストラリアからの牛肉の輸入を停止した。マレーシアのハラル規準は、原則として生きた動物を刃物で屠殺することを求めていたからである。その後マレーシアは、オーストラリアの屠殺場が導入した空気ショック方式は規準に適合するとして、2006年4月に輸入を再開した。

本ケースもハラルであるか否かの技術的な判断が難しいことを示している。ハラル規準にある屠殺方法は動物を苦しめないためとされているが、オーストラリアの動物愛護団体は、そのような方法はむしろ残酷であると指摘している（Animals Australia 2007）。

6. ハラル制度への対応事例

ハラル制度にうまく対応している企業や国もある。いくつかの事例から、どのような考え方で、どのように対応しているのかを、マレーシアを中心にみてみよう。

(1) 企業の対応

イスラム国であるマレーシアのある現地企業（レトルトカレー・メーカー：Dewina Holdings）では、ハラル認証を取得を当然のことと解するだけでなく、メリットも感じている。ハラルを取得することが、多くの公共機関・施設（軍の携帯食、軍の食堂、大学の食堂、空港内のレストランなど）に参入するための条件になっているからである。また、ハラルを取得することにより、国連軍や国際機関のように多国籍の職員がいる組織、国際的な援助機関のように食料の送付先が多種多様である機関への納入も容易になり、ビジネスチャンスが増えるからである。他の企業（肉製品メーカー：Prima Agri-Products）は、ハラル認証を特別な規格と考慮せず、シンガポールへ輸出するためのAVA（Agri-food and Veterinary Authority）ライセンス、EUへ輸出するた

めの第三者機関（例：TÜV）の検査、あるいは、特定の納入先の純正規格と同様に考えている。

日本・欧米諸国の食品メーカーの中にも、イスラム教徒の消費者を獲得するために、ハラール対策に積極的に取り組む例が見られる。このようなメーカーは、イスラム諸国に投資し工場を建設し、その国のハラール認証を取得し、ハラール食品を当該国内だけでなく他のイスラム諸国にも輸出するという方針をとっている。フォーブス誌（2007）は、ハラール部門で世界最大の食品メーカーとして、スイスを本拠とするネスレ（Nestle）をとりあげている。ネスレ・マレーシア社がハラール対策をリードしてハラール対策システムを構築し、現在、ネスレ全体で、世界75工場ではハラール食品を生産し、ハラール食品部門の売り上げは3,600億円に達している。

日本企業では、味の素（株）がマレーシアに現地法人（Ajinomoto (Malaysia)）を設立し、工場を設け、同工場で生産するすべての製品（味の素、アジ塩、こしょう、黒胡椒、だし、スープの素、業務用の各種調味料など）にハラール認証を得ている。同社は、これら製品をマレーシア国内に供給するだけでなく、シンガポール、ブルネイ、スリランカ、中東などイスラム教徒の多い国にも輸出している。大正製薬（Taisho Pharmaceutical (Malaysia)）は涼飲料水（リポビタン）でマレーシアのハラール認証を取得している。小川香料（株）は、1995年にインドネシアに現地法人（PT. Ogawa Indonesia）を設立し、これを開発拠点としてハラールの飲料用の香料の開発を進めてきた。精油から水溶性香気成分を得るためにアルコールによる抽出法が一般に用いられるが、同社は、ハラール規準に対応するために、アルコールを使用せずに水溶性香料を生産する方法の開発を進めてきた（和田祐司 2001）。

世界的なファーストフード・チェーン企業の多くは、国際展開をするためにハラール認証に対応している。マレーシアでは、マクドナルド、ケンタッキー・フライドチキン、ピザ・ハット、バーガー・キング、デリフランスなどがハラール認証を取得している。

(2) 国によるハラール政策

国としてハラール政策を積極的に進めているのがオーストラリアである。オーストラリアは、肉類の輸出促進を図るために、1983年にイスラム諸国向け輸出肉のハラールを確保するための制度（政府管理の

イスラム式屠殺制度（Australian Government Supervised Muslim Slaughter program: AGSMS）を導入している。オーストラリアのイスラム諸国への肉類の輸出は、牛肉が2.4万トン、1億750万豪ドル（約80億円）（2006年）、羊肉が8.7万トン、2億7,600万豪ドル（約207億円）（2006年度）である。同国の輸出総額に占めるイスラム諸国への輸出割合は、牛肉で2.2%、羊肉で22%であり（ABARE 2008）、そのシェアはそれほど多くないが、肉類の輸出促進はオーストラリアにとって重要課題であるため、このような政策をとっている。

AGSMSは、輸出管理法（Export Control Act 1982）および輸出肉規則（Export Meat Orders）を根拠とする制度で、政府の検疫検査局（The Australian Quarantine Inspection Service: AQIS）の監督下に置かれている。AGSMSは、家畜の屠殺・食肉処理、輸送等の手順、ハラール認証の手続き、ハラール・スタンプ等について定めている。注目されるのは、諸手続きに検疫検査局が関与すること、屠殺従事者の登録制度、審査等に関与するイスラム団体の登録制度を導入していることである。

同制度は、イスラム教団体の機能を十分に活用しているが、ハラールの実務を法的にも実態的にも政府の管理下に置いている。制度は、宗教的な要素を定型化することにより宗教色を薄め、食肉処理の技術的・手続きのシステムとして構成されている。同制度はハラール制度ではあるが、基本的には、輸出品促進のための産業政策として位置づけられている。

7. 日本企業のとるべき戦略

イスラム市場を開拓するために、日本企業は、どのようなハラール対策をとるべきかを、加工食品と食材に分けて、考えてみよう。

第1に、加工食品については、輸出と投資のいずれが適切であろうか。日本の工場生産し輸出するか、イスラム諸国に工場を設置して生産するかという問題である。輸出の場合には、国内の工場がハラール認証を取得する必要がある。しかし、規準は国際的に不統一であり、日本国内の認証機関の認証が海外で認められない可能性がある。このため輸出先ごとに検査員を招く必要がある。また、ハラール認証をクリアできる生産プロセスを構築し、運用できるだけの、イスラム教の素養のある技術者・技能者を確

保できるかという問題がある。

したがって、ネスレや味の素のように、イスラム諸国に工場を建設し、その地でハラール認証を得るのが適切であろう。ハラール認証システムが技術的で宗教色が薄い国、認証が世界のイスラム諸国で通用する国に、現地企業と合併で工場を建設するのが合理的であろう。ハラール原料の調達、製品の輸送・保管などを行うハラール事業者の利用、専門教育を受けたイスラム教徒の工場技術者・技能者の確保も容易である。また、ハラールに関するコンサルタントへのアクセスも可能である。上述のとおり、マレーシアはそのような条件を備えた工場立地の候補地の1つである。

第2に、食材については、農産物と食肉に分けて考える必要がある。野菜や果物そのものは基本的にハラールであり問題は少ない。しかし、食肉については、大きなハードルがあり、最も難しい分野である。とくに屠殺等のプロセスは宗教との関係が深く、国内とは違う施設の構造やイスラム教徒の技術者・技能者の確保が求められる。日本の生産農家やその組合は経営規模が小さく、このような要求に対応するのは容易ではないだろう。生産・食肉処理の段階でハラール規準をクリアしても、その保管・輸送に際してもハラールを求められるが、ハラール運送業者の手当ても難しいであろう。さらに、国ごとにハラール規準が異なるため、その対応にはコストや期間がかかるであろう。

したがって、個々の生産農家やその組合などの地域単位の取り組みではなく、国ベースでの対策が必要かもしれない。オーストラリアが、国の政策として、輸出肉のハラール規準をクリアするための制度を設けているのは参考になる。ただし、オーストラリアは多民族国家であり、国内に約30万人のイスラム教徒が住んでいること、食肉産業が国の基幹産業であることが、輸出対応のハラール政策の基礎となっており、日本とは基礎条件が異なる。イスラム教徒の少ない日本でハラール対策に本格的に取り組むのであれば、管理職員や技術者をイスラム諸国の関係機関、処理施設、工場に長期派遣して、基礎訓練を受けさせるなどの対応が必要であろう。マレーシアのハラール産業振興公社が用意している長期のトレーニングプログラムへの参加も、最初のステップとし

て有益であろう。

8. むすび

巨大なイスラム市場が未開拓のまま残されている。しかも、イスラム諸国の多くは産油国であり、急速な経済成長を背景に生活水準が向上し、高級食材、食品に対する需要が増加している。価格の高い日本の食品・食材も品質で競争できる市場になっている。しかし、イスラム市場に参入するには、ハラール制度をクリアする必要がある。

ハラール制度は、宗教と一体化したなじみのない経済制度であるため、また、国際的な統一規準がないため、日本・欧米諸国の企業にとって、対応が難しいとされてきた。現実には、ハラール制度にまつわるトラブルも多く発生してきた。

しかし、ハラール制度に積極的に取り組んでいる多国籍企業や日本の大企業がある。また、マレーシアのように、宗教的な厳密性を維持しつつも、技術的な性格の強い、わかりやすいハラール制度を構築し、これを企業誘致の手段とする国が現われてきた。このような国に工場を設置し、ハラール認証を得てイスラム市場に参入する方法が合理的であろう。多くの企業にとって、ハラール市場にトライできる時期が到来している。多くの食品企業が、ハラール制度に関心をもち、具体的な行動されることを期待する。

引用文献

- Animals Australia 2007. Press Release (6 August)
 Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics (ABARE) 2008. Live Animal Exports.
 伊藤文雄 2002. インドネシアにおける味の素ハラール事件. 青山マネジメントレビュー (2): 62-71.
 佐賀県 2009. 報道発表(平成21年3月23日).
 樋口直人・丹野清人・樋口里華 1998. 越境する食文化と移民ネットワーク—在日ムスリム移民の増加とハラール食品産業の展開. 食生活研究 19(3): 4-12.
 樋口直人・丹野清人 1999. ハラール食品産業の研究—日本におけるイスラム食文化の定着. 食文化助成研究の報告 (9): 53-59.
 樋口直人・丹野清人 2000. 食文化の越境とハラール食品産業の形成—在日ムスリム移民を事例として—. 社会科学研究 (13): 99-131.
 フォーブス 2007. イスラム教徒向け食品“ハラール”で売り上げを伸ばすネスレ. Forbes 16(7): 102-104.
 見市建 2001. 「味の素事件」の背景. 世界 685: 178-179.
 溝部明男 1990. イスラム教徒留学生のお祈りと飲食生活に関する調査報告書. 新潟大学教養部社会学研究室.
 和田祐司 2001. ハラール(Halal)対応香料の開発. 月刊フードケミカル 17(9): 26-29.